

平成 20 年 10 月 30 日

お客様各位

リーマン・ブラザーズ証券株式会社  
民事再生手続申立代理人  
弁護士 田中 信隆

Lehman Brothers International(Europe)(“LBIE”)の保護預り証券について

LBIE の administrator (「管財人」) である PWC のホームページに 10 月 15 日付で掲載されたお知らせ (\*1) では、管財人が顧客資産の返還に向けた手続きとして、返還請求を有する可能性がある当事者に対し、預かり資産に関する権利や請求の詳細に関する情報の提供を求めるため、個別に通知を行った旨記載されています。またこのお知らせにおいて引用されているレター (\*2) では、処理されていないポジションを有する顧客に対し、各顧客が LBIE において有するポジションや残高を申告するよう要請がなされています。

これらの点に関し、お客様からリーマン・ブラザーズ証券株式会社 (「弊社」) に対し、弊社を通じて LBIE で保護預りされている証券について、弊社に LBIE から通知が来ているかどうか、お客様が個別に LBIE に情報を提供することが必要なのか等につきお問い合わせを頂戴しました。しかしながら、弊社には LBIE からは通知は来ておらず、それ以上の点については弊社として情報を持ち合わせていないため、それ以上のお答えはできない状況でした。そこで、弊社から、PWC に対し連絡を試みた結果、PWC の担当者に連絡を取ることができ、①今回の情報提供の要請は、LBIE において保護預りしている証券についても対象となっていること、②弊社を通じて LBIE が保護預りしている証券については、弊社のお客様ではなく、弊社がまとめて情報を提供すればよい旨の確認を得ました。

そこで、弊社のお客様で、弊社を通じて LBIE が証券を保護預りしているものについては、弊社が把握している情報を LBIE に通知いたしました。通知した内容のご確認につきましては、既に 10 月 22 日付お知らせでご案内のとおり 11 月中旬に各お客様に取引残高報告書の送付を予定しておりますが、そこに記載の内容を LBIE に通知しておりますので、取引残高報告書の内容をご覧頂ければと存じます。

\* 1 [http://www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman\\_client\\_money\\_assets\\_151008.html](http://www.pwc.co.uk/eng/issues/lehman_client_money_assets_151008.html)

\* 2 [http://www.pwc.co.uk/pdf/LBIE\\_institutional\\_clients\\_confirmation\\_of\\_balances\\_request.pdf](http://www.pwc.co.uk/pdf/LBIE_institutional_clients_confirmation_of_balances_request.pdf)

以上